

Common Sense Press

vol.025

Jun.2016

本稿は2016年5月30日～31日のミャンマー視察（日本ミャンマー協会主催）における、ミャンマー政府首脳との会見抄録です。今回の視察の目的は、昨年11月の総選挙を終えて政権交代をしたばかりの新政権の中核を担う副大臣はじめ、主要閣僚との意見交換でした。今号は其中でも特に重要であるテイン・スエ労働・入国管理・人口大臣とトゥン・トゥン・ウー法務長官との会見抄録を掲載します。

【contents】

【会見抄録1】 ミン・スエ副大統領（次号掲載予定）

【会見抄録2】 テイン・スエ労働・入国管理・人口大臣

【会見抄録3】 キン・マウン・チョー工業大臣（次号掲載予定）

【会見抄録4】 トゥン・トゥン・ウー法務長官

【会見抄録5】 チョー・ミョー運輸通信副大臣（次号掲載予定）

【会見抄録6】 ミョー・テイン・ジー教育大臣（次号掲載予定）

【会見抄録7】 ペー・ズィン・トゥン電力・エネルギー大臣（次号掲載予定）

【会見抄録2】

テイン・スエ労働・入国管理・人口大臣

日時：2016年5月30日

場所：ネーピードー

ミャンマー側出席者：ウィン・シェイン工場労働法律審査局長、タン・ナイン入国管理局長、マウン・マウン・チョー副次官、アウン・テー・ウィン労働局次長、テイン・ウィン労働局課長、チー・チー・ハン大臣室課長補佐

渡邊秀央日本ミャンマー協会会長：貴大臣との会談を心より楽しみにしていた。2008年5月のサイクロン・ナルギスの災害の際の協力を懐かしく思う。現在は、ミャンマーとしてセカンドステージが始まり、大変重要な時期の中、本日はお忙しいところお時間頂き感謝申し上げます。今般の政権移行に伴い、貴殿が労働・入国管理・人口大臣という重要ポストに就任したことに敬意を表し、また、期待申し上げます。また、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問に対しても敬意を表し、今後、目に見える実績が上がるよう、ご活躍を祈念する。

仙谷由人副会長をご紹介申し上げます。彼は前民主党政権の大変な実力者であり、また、日本の労働政策の法律

家としても権威者である。我が国の債務救済措置として、この国へのODA債権放棄については超党派で取り組んできており、彼もまさに担当してきた。

日本ミャンマー協会（以下、JMA）は、この国のかつての輝きを取り戻すため、ミャンマーの発展、ミャンマー国民の生活向上のために、民間の分野で役立ちたいと考えている。自分は残り少ない人生だが、その限りをミャンマーに尽くしたい。また、8年前に約束していた貴殿の日本への訪問を是非実現したく、ご招待申し上げたい。我々はいつでも歓迎するが、時期については、できる限り早いほうがいいのではないだろうか。

テイン・スエ労働・入国管理・人口大臣：渡邊会長という、良き友人と再会で大変嬉しい。渡邊会長はこれまで日本・ミャンマー間の協力・発展のため、誠心誠意ご尽力されてきたものと理解。日本とミャンマーの長年の友好関係がより発展し、当国に対して、あらゆる支援を頂いたことに渡邊会長及び日本国民の皆様にご感謝申し上げます。ミャンマーにとって、ODA債務免除は非常に意義深い出来事であった。仙谷副会長をはじめ関係者の方々に改めて感謝申し上げます。現在、新政権は国民からの負託を受け、目に見える実績を上げるため努力しているところであるが、日本がミャンマーのために官民をあげて協力頂いていることに感謝申し上げます。今後とも、日本の豊かな経験に期待している。

本日、渡邊会長と8年ぶりにお会いしたが、まったく変わっていない。今後も末永く、二国間の関係に貢献されることと期待。また、日本へのご招待大変嬉しく思う。タイミングがあえば、適切な時期に訪問したい。

仙谷由人副会長：労働・入国管理・人口大臣へのご就任、心からお祝い申し上げます。自分が初めてミャンマーに来てからもう4年3ヶ月が経った。自分は、ミャンマーに安定的な雇用を作ることが極めて重要だと考えている。雇用創出には、まずはこの国の方々の労働能力を上げなければならない。そのためには、技能実習生として日本に来てもらって、日本で技術を学ぶことが必要であり、旧政権に対しては、労働省、工業省、科学技術省及び教育省などに働きかけてきたところ。したがって、旧政権下では労働大臣及び科学技術大臣を日本に招待し、日本の職業訓練学校の視察及び実際にほかの外国人が技能実習生として働いている現場をご案内した。

JMAはJICAのプロジェクトとして、ミャンマーの職業訓練学校の実態調査を本年3月から行っている。量、質ともに調べて、どのような支援が望ましいのか、しっかりと調べているところ。また、JMAは日本の受入企業から在日ミャンマー大使館に提出される技能実習生に係るデマンドレター（求人票）の事前審査について委託を受けており、本年3月よりその作業を開始している。在日ミャンマー大使館からJMAに対するデマンドレターの事前審査の依頼が、これまで140件・524名分あり、JMAから大使館に返事をしたのが、133件・512名分である。

JMAはこのような作業を通じ、日本の受入企業の審査確認及びミャンマー技能実習生の権利保護に関するお手伝いをさせて頂いているのでご理解いただきたい。JMAは受入企業に対し、電話によるヒアリングや現地まで出かけて調査もしている。

そもそもJMAがなぜこのような調査を始めたのかと言えば、日本の受入企業の中に、技能実習生の処遇が適切でない企業もいくつかあるという実態を把握したからである。日本の法務省入国管理局によれば、2015年には、外国人がおよそ1700万人、日本にやってきており、そのうち1万3000人がミャンマーから入ってきている。そのうち、技能実習生として日本に入国した数は、全世界から9万7000人で、ミャンマーからは1769人であり、ここ2年で急増している（注：2013年は71名、2014年は631名）。現在、技能実習生は日本に3年居住できる制度であるが、ミャンマーからの技能実習生（日本居住者）は2015年末で1978人である。一方、ミャンマーからの技能実習生で逃亡等された人数は336人で、同国からの技能実習生のうち17%が失踪等していることになる。逃亡等の人数は中国やベトナムからの技能実習生が圧倒的に多いが、母数の3%程度であることから、ミャンマーからの技能実習生は非常に高い割合で逃亡・失踪している。日本の受入企業はもろろんのこと、送り出し側であるミャンマーの関連組織も適正化していくことが、ミャンマー政府全体に課された課題であると思料。なお、JMAが行う日本の受入企業調査について、受入企業はJMAに対して手数料等を支払っているが、これは調査の件数等を賄うため徴収している。我々はミャンマー側の送り出し機関には一切負担を求めている。日本の受入企業からは手数料を徴収することに、一部の受入企業から不満が出ているが、必要なものは必要と我々が説得している。

また、日本における技能実習生関連法令をよりよくすべく、現在、修正法案について国会で審議中である。本年は参議院選挙があるので、現在、衆議院で最終段階でペンディングにしている。参議院選挙のあと、衆議院にて議決を行い、その後参議院での審議となる。自分の経験からすれば本年の11月には法案成立、来年の夏ぐらいから施行されるのではないかと考える。JMAは、ミャンマーの近代化を進めるために、また、雇用を作り出すために、職業訓練所をつくり、そして、適切な実習生を送り出すということを両輪としてミャンマー政府に働きかけてきた。これは日本政府にも働きかけてきた。そして、さきほどお話したとおり、現在の国会で、技能実習生の居住・労働期間を3年から5年にする、日本に入国した際の技能実習生の職種を変えることができる、勤務場所を変えることができる、賃金も日本人と同等にしなければならぬ、新しく設立される外国人技能実習支援機構という組織で適正に技能実習生を管理するという法案も審議されている。そして本法案に係る審議では、日本の厚生労働省・ミャンマー労働省の二国間で技能実習生に係る取り決めを速やかに締結することで、送り出し機関、

受入企業の適切な監督をすべきだ、または、適正ではないと判断された業者は厳格に排除すべきという議論も衆議院で行われている。技能実習生関連修正法案が成立すれば、日本から技能実習生に係る二国間取り決めに関する提案があると思うので、早急に歩みだしてほしい。さきほど、渡邊会長から大臣の訪日を歓迎するとの話があったが、自分は日本の厚生労働省、ミャンマーの労働省の間で綿密なコミュニケーションが必要だと考える。また、厚生労働大臣・労働大臣の間で忌憚のない話し合いが行われ、その上で二国間取り決めができれば、なおよいものができると思う。

日本の受入企業調査については、在日ミャンマー大使館が行えるのであればそれがいいと思うが、調査には膨大な人数が必要であり、また、費用がかかる。さらに、日本の労働市場に通じている方でないといふに調査できない。JMAとミャンマー労働省の間でもどういふ課題があるのか、適切な協議が必要になってくると思う。我々はいつでも話し合う用意はできている。貴大臣もご検討頂きたい。日本のアジア政策の良いモデルケースとして、この二国間の技能実習生案件を100点に近いものにしたと思う。それができれば、国民の間での真の信頼関係に繋がる。

最後に、冒頭申し上げた、JICAのプロジェクトとしてJMAが行っているミャンマー国内の職業訓練校の調査について、本調査の一環として、本年8月3日から日本でスタディツアーを行いたい。については労働省からも担当局長を含め3名候補者を選定頂きたい。JICAプロジェクトとして日本に招聘するため、早急にご検討をお願いしたい。

渡邊会長：テイン・セイン前大統領と安倍晋三総理が会談した際に、同前大統領からミャンマーに日本の職業訓練所の支援要請があり、本件が現政権でも引き継がれているものと承知。ミャンマーでは工業省及び建設省などがそれぞれ職業訓練校を持つ。日本としてもその実態を把握しない限り、職業訓練校をどのように支援すればよいかかわからないわけであって、現在、JMAが調査しているところ。今般のスタディツアーは世界でも最高水準の日本の職業訓練校をミャンマーの方々にも視察していただきたい。

日本に入ってくるミャンマー技能実習生の中には、難民申請が非常に多い。誰でも難民申請ができるため、日本政府としても自由に難民申請していいのかということをお考えなくてはならないと思う。技能実習生は非常にデリケートな課題。我々は受入企業の工場まで視察に行き、問題がないかどうか、確認している。100点目指して取り組んでいるという気持ちをご理解頂きたい。日本政府から資金を得て取り組んでいるわけではない。自分や仙谷副会長は無給で働いているJMAがミャンマーを土台にして収入を得ている、という噂もあるが、そんなことはまったくない。誰かが泥を被らなければならず、それを我々が負っているということである。

テイン・スエ労働・入国管理・人口大臣：先生方に詳しく説明いただき感謝。ミャンマーにおけるJICAプロジェクトの調査は非常に有意義であり、ミャンマーにおける職業訓練校の整備は大変興味深い。我々労働省としても必要なことはJICAと協力して取り組みたい。また、技能実習生の審査も非常に重要であり、我々としても貢献していきたい。特に、ミャンマーから日本に入国した技能実習生の失踪問題については、なぜそのような問題がおこっているのは我々もしっかりと調査したい。おそらくミャンマーから出国する際に、送り出し機関側から手数料が請求されている。これを支払えなくなり、他に職を求めて失踪しているものと理解。JMA、ミャンマー政府、日本大使館が取り組みればきっと解決する問題である。最終的には、二国間での取り決めも交わしたい。また、お話のあったスタディツアーの3名についても早急に選定し、提案したいと思っている。自分はJMAを全面的に支援したい。利益を追求しているような組織には耳を貸さない。我々は雇用の創出に向けて、積極的に取り組んでおり、JMAには期待し、全面的に信頼している。技能実習生が日本で技術を修得して帰ってくれば、工業や畜産業といった業種だけでなく、サービス業にも繋がる。さらに多くのミャンマー人が技能実習生として日本に入国できるように引き続き協力してまいりたい。渡邊先生は長年の友人、引き続き仲良くさせていただきたい。

渡邊会長：技能実習生の問題については、駐日ミャンマー大使も受入企業まで赴き、視察しているので、きちんと把握されていると思う。

ミャンマー日本商工会議所の登録企業数が300を超えた。貴大臣と8年前にお会いした際には10もなかったと記憶している。一昨日には、ミャンマー日本商工会議所の幹部と面談し、日本から戻ってきた技能実習生の受け入れについて、全面的協力する、と約束してくれた。ティラワSEZを始めとして、ミャンマー人のお役に立つように引き続き活動していきたい。労働力が安いということだけで、ミャンマーに進出してくるような企業は許さない、我々はミャンマーの発展を第一として取り組んでいる。その点は貴大臣も忌憚なく日本企業に伝えて頂いて構わない。■

【会見抄録4】

トゥン・トゥン・ウー法務長官

日時：2016年5月31日

場所：ネーピードー

ミャンマー側出席者：ウィン・ミン法務副長官、キン・チョー・オー訴追局長、アウン・ナイン法律審査局次長、ティ・ティ・ミン大臣室長

渡邊会長：現在は、ミャンマーとしてセカンドステージが始まり、大変重要な時期の中、本日はお忙しいところお時間頂き感謝申し上げます。

仙谷副会長をご紹介申し上げる。彼は前民主党政権の大変な実力者であり、また、日本の法律家としても著名であり、これまで法務大臣、官房長官を歴任してきた。

アウン・サン・スー・チー氏による政権が誕生し、先日はケリー長官も来緬され、いよいよ制裁解除が始まるのではないかと。それに伴い、EUからの投資も増大していくであろう。関連法令が実際の現場でうまく機能しないと民間投資をうまく呼び込むことができないため、是非とも形を整えて頂ければと思う。この国への投資意欲を委縮させてはならない。詳細については仙谷副会長からお話する。

仙谷副会長：まずはアウン・サン・スー・チー氏が主導する新政権が誕生し、貴殿が法務長官に就任されたことをお祝い申し上げます。これまでアウン・サン・スー・チー氏とは3回ほどお会いし、話し合いを行ってきた。同氏は法の支配、法治主義、法治国家をつくると力説されていた。したがって、現政権の法務長官府の存在は、法治主義の核心部分であると思う。従来政権と比べて、貴府が質・量ともに拡充されることを望む。

現政権は市場経済原理を奨励しているものと確信している。日本の法律界、または、産業界の観点から申し上げますと、外国人の不動産の賃貸借契約の登記について、現在の運用の在り方を是正してもらいたい。本年1月に前長官にお話させて頂いたが、改めて貴長官にもご説明申し上げたい。当地では外国人であっても1年を超えた賃貸借契約ができるようになっている。登記法43条によれば、外国人であれ、ミャンマー人であれ、賃貸借契約を結んだ際には、登記をしなければその効力は発生しない。また、登記法16条によれば、賃貸借契約は登記できる。ただ、登記所は先例がないということだけで、外国人から持ち込まれた登記申請を受け付けようとしない。

日本であれ、欧米であれ、産業界が投資をする場合には、工場やオフィスは賃貸借契約がなければ活動できない。ミャンマーであっても土地の賃貸借契約は相当多額になる場合もあり、登記法の規定にもあるように、登記しなければ効力が発生しないのに、登記所は登記を受け付けてくれない。我々の価値観として、効力が発生しない契約に多額の資金を支払うことはできない。資金と登記が一連であるのは日本の商慣行である。これは推測であるが、登記所が貴府の所管ではなく、旧政権の農業灌漑省の所管であったことが原因の一つであると思う。したがって、政府として登記所を貴府の所管にすることで、早急に貴府が登記法の条文通りに履行することが必要。いくらミャンマー政府が国内の直接投資を海外に望んでも、登記ができないのであれば、難しいものと思料。市場経済における取引の安全、特に不動産取引について担保するのは登記である。唯一かつ無二のものである。登記とは関係なしに取引を行う、多額の資金により暴力的に占拠するというミャンマーの状況は法治主義ではなく、また、近代国家の市場経済取引ではない。

我々が本年1月に訪問した際には、テイン・セイン大統領（当時）に申し上げ、今月来緬した岸田外務大臣からティン・チョウ大統領にも申し入れている。早急に是正の検討をお願いしたいと申し出たい。もちろん日本外務省、在ミャンマー日本大使館にも伝えているので、早急に関係者全体で解決に取り組んで頂きたい。日本はミャンマーの近代化のために法制度整備についても支援させてもらっている。日本の法人はアングロサクソン型資本主義のような自らが利益をあげればよいという企業はそれほど多くない。日本には昔から「三方よし」という言葉があり、売り手と買い手がともに満足し、また、世間にも社会貢献できるのがよい商いである。しかし、近代社会においては、詐欺を働く人間もいる。それに対抗するためには制度的な担保が必要であり、不動産では登記である。ティラワSEZであっても登記ができないため、管理委員会が賃貸借契約に関する証書を発出することで、小康を保っていると聞いている。是非、アウン・サン・スー・チー氏のサポートのもと、貴長官のリーダーシップにより是正を図って頂きたい

トゥン・トゥン・ウー法務長官：本日はお越し頂き感謝。我々の組織は、行政、司法、立法の三権すべてに関与する組織。現政権では、100日計画が実行されているが、我々の組織では、法の支配、司法改革、国民に裨益する法サービスの拡充を掲げている。

法務長官府は2013年より、海外との関係を構築し始め、JICA、KOICA、UNDPなどと70以上のワークショップを開催してきた。JICAの支援により、専門家を派遣頂き、また、行政及び司法の事務方が一緒となった訪日研修もこれまで6回ほど行われてきた。また、我々の新しくできた研修所内の設備について日本から支援も頂き、また、法務長官府から日本に多くの留学生を輩出させて頂いている。これまでの支援に対し、改めて日本政府及び渡邊会長に深く感謝申し上げる。

お話しいただいた登記の問題であるが、近く解決されるものと思っている。外国投資法は財務計画省が所管し、同省がミャンマー投資委員会（以下、MIC）も所管している。現在、MICが外国投資法の規定に基づき、外国人の登記が行われるよう農業・畜産・灌漑省と協議しているところ。また、これまで国内投資法と外国投資法を一つにし、ミャンマー人も外国人も平等に扱うよう整備を進め、新投資法には外国企業も含めて登記に関する条文を規定する予定。なお、本投資法案はMICのホームページに掲載されている。

なお、自分は昨年、マウン・ミン工業大臣とともに訪日している。

渡邊会長：早速対応頂き感謝申し上げます。テイン・セイン前大統領からは、国内の民主化を急いだため、法が遅れている分野がある、そのような点については率直に話してほしいということであったため、これまで関係者に

働きかけてきた。現場である登記所が困惑する可能性もあると思う、よく現場をご指導お願いしたい。■